

平成二十二年六月二十二日受領  
答弁第五八九号

内閣衆質一七四第五八九号

平成二十二年六月二十二日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の調査捕鯨活動に対するオーストラリア政府による国際司法裁判所への提訴に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の調査捕鯨活動に対するオーストラリア政府による国際司法裁判所への提訴に関する再質問に対する答弁書

一について

政府としては、御指摘のオーストラリア政府の方針に関する決定についての通報以前から、国際司法裁判所（以下「ICJ」という。）への提訴に向けた動きについて、必要な情報収集を行ってきたが、その詳細について明らかにすることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。

二について

お尋ねの点についてお答えすることは、今後の関連の交渉や裁判において我が国が不利益を被るおそれがあることから、差し控えたい。いずれにせよ、政府としては、裁判については、先の答弁書（平成二十年六月八日内閣衆質一七四第五二二号）二及び三について述べた我が国の立場を踏まえつつ、ICJの手続にのっとってしかるべく対応していく所存である。同時に、国際捕鯨委員会（以下「IWC」という。）の交渉においては、引き続き粘り強く関係国との協議を続けていく。

## 三について

政府としては、先の答弁書（平成二十二年六月八日内閣衆質一七四第五二二号）二及び三について述べた我が国の立場を踏まえ、オーストラリア側に対し、捕鯨問題についてはIWCにおいて外交的解決を目指すべきである旨述べてきているが、外交上の個別のやり取りについて明らかにすることは、差し控えたい。